

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求事件  
国側当事者・国(山口税務署長)  
令和3年6月23日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	中村 和洋 荒木 誠
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	上川 陽子 山口税務署長 岡本 敏朗
同指定代理人	大澤 貴司 荻野 仁 川合 康之 加藤 正志 宍戸 英生 安藤 直人 新島 万寿夫

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした平成22年分の所得税の決定処分のうち総所得金額4910万7584円、納付すべき税額1621万6800円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成30年7月5日付け更正処分及び賦課決定処分により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 2 山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした平成23年分の所得税の決定処分のうち総所得金額3761万8875円、納付すべき税額1177万2800円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成30年7月5日付け更正処分及び賦課決定処分により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 3 山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした平成24年分の所得税の決定処分のうち総所得金額153万0535円、納付すべき税額1万5600円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成30年7月5日付け更正処分及び賦課決定処分により一部取り消された後のもの)を取り消す。

- 4 山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分のうち総所得金額299万7374円、納付すべき税額9万1100円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成30年7月5日付け更正処分及び賦課決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 5 山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした平成26年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分のうち総所得金額1361万7115円、納付すべき税額248万7300円を超える部分及び無申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成30年7月5日付け更正処分及び賦課決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

原告は、平成22年から平成26年までの期間（以下「本件期間」という。）において、小型自動車競走（オートレース）の勝車投票券、モーターボート競走（競艇）の勝舟投票券、競馬の勝馬投票券及び自転車競走（競輪）の勝者投票券（以下、これらの投票券を順に「オート車券」、「舟券」、「馬券」及び「競輪車券」といい、これらを併せて「車券等」という。また、このうち舟券、馬券及び競輪車券を併せて「舟券等」という。）を購入し、的中車券等の払戻金等を得るとともに、車券等の購入に伴う各種キャンペーン又は付与されたポイントの換金等によるキャッシュバックを得ていたが、これらに関し、平成22年分から平成26年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税（平成25年分及び平成26年分については所得税及び復興特別所得税。以下同じ。）の確定申告をしなかった。

山口税務署長は、原告の上記払戻金及びキャッシュバックに係る所得がいずれも一時所得（所得税法34条1項）に該当し、外れ車券等の購入費用を総収入金額から控除することはできないことを前提として、原告に対し、本件各年分の所得税の各決定処分をするとともに、原告が正当な理由なく法定の申告期限内に確定申告を行わなかったとして、無申告加算税の各賦課決定処分をした（ただし、その後、オート車券の的中によって得た払戻金に係る所得に関する部分については、減額の更正処分等がされた。）。

本件は、原告が、舟券等の的中によって得た払戻金に係る所得（以下「本件払戻金所得」という。）及びキャッシュバックに係る所得（以下「本件キャッシュバック所得」といい、本件払戻金所得と併せて「本件競艇等所得」という。）について、これらは雑所得（同法35条1項）に該当し、外れ舟券等の購入費用を総収入金額から控除すべきであると主張して、上記各決定処分（上記減額後のもの）のうち外れ舟券等の購入費用を控除するなどして計算した総所得金額及び納付すべき税額を超える部分の取消しを求めるとともに、原告が確定申告を行わなかったことには正当な理由があると主張して、上記各賦課決定処分（上記減額後のもの）の取消しを求める事案である。

### 2 所得税法の定め

- (1) 所得税法34条1項は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨を定める。

同条2項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因

の発生に伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする旨を定める。

同条3項は、上記の特別控除額は、50万円(上記残額が50万円に満たない場合には、当該残額)とする旨を定める。

- (2) 所得税法35条1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨を定める。

同条2項は、雑所得の金額は、①その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と②同年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とする旨を定める。

- (3) 所得税法37条1項は、雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする旨を定める。

3 前提事実(当事者間に争いが無い事実、当裁判所に顕著な事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 各公営競技の概要等

オートレース、競艇、競馬及び競輪の概要等は、別紙「各公営競技の概要等」記載のとおりである。

(2) 原告による各公営競技の利用状況

ア オートレースについて

原告は、本件期間において、小型自動車競走施行者からの委託を受けた事業者と契約を締結し、インターネットを利用してオート車券を購入していた。本件期間における原告のオート車券の年間購入金額、年間払戻金額及びこれらの差引金額は、別表1の「オートレース」欄の「年間購入金額」、「年間払戻金額」及び「差引金額」欄記載のとおりである。

イ 競艇について

原告は、本件期間において、Aと契約を締結し、インターネットを利用して舟券を購入していた。本件期間における原告の舟券の年間購入金額、年間払戻金額及びこれらの差引金額は、別表1の「競艇」欄の「年間購入金額」、「年間払戻金額」及び「差引金額」欄記載のとおりである。

ウ 競馬について

(ア) 原告は、本件期間のうち平成23年から平成26年までの間において、JRAと契約を締結し、インターネットを利用して中央競馬の馬券を購入していた。上記期間における原告の中央競馬の馬券の年間購入金額、年間払戻金額及びこれらの差引金額は、別表1の「中央競馬」欄の「年間購入金額」、「年間払戻金額」及び「差引金額」欄記載のとおりである。

(イ) 原告は、本件期間において、Bと契約を締結し、インターネットを利用して地方競馬の馬券を購入していた。本件期間における原告の地方競馬の馬券の年間購入金額、年

間払戻金額及びこれらの差引金額は、別表1の「地方競馬」欄の「年間購入金額」、  
「年間払戻金額」及び「差引金額」欄記載のとおりである。

エ 競輪について

原告は、本件期間のうち平成25年及び平成26年において、Cが提供するネット購入サービス(D)を利用して競輪車券を購入していた。上記期間における原告の競輪車券の年間購入金額、年間払戻金額及びこれらの差引金額は、別表1の「競輪」欄の「年間購入金額」、「年間払戻金額」及び「差引金額」欄記載のとおりである。

(3) 原告によるキャッシュバック所得の取得状況

ア 公営競技施行者及び公営競技施行者から委託を受けたインターネット投票サービス提供者(以下「公営競技施行者等」という。)は、各種のキャンペーンを行うなどし、同サービスの登録者に対し、抽選で現金を支給したり、現金化できるポイントを付与したりしている。原告は、本件期間において、各種のキャンペーン等によるキャッシュバックを受領するなどした。

イ E銀行株式会社(平成22年5月4日よりF銀行株式会社に商号変更。以下「E銀行」という。)は、VISAデビット機能付きキャッシュカード「Eマネーカード」を発行している。同カードのVISAデビットを利用すると、「Eポイント」をためることができる。E銀行は、換金申請により、Eポイントを1ポイント1円で換金し、E口座(現F口座)にキャッシュバックしている。原告は、上記のE銀行のキャッシュバック制度により、キャッシュバックを受領した。

ウ 本件期間において原告が受領した前記ア及びイのキャッシュバックの総額は、平成22年において93万6414円、平成23年において59万3000円、平成24年において175万0500円、平成25年において265万9864円、平成26年において77万4745円である。

(4) 山口税務署長の所得税の決定処分等

原告は、山口税務署長に対し、本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかった。

山口税務署長は、税務調査を行った上、平成28年3月8日付けで、原告に対し、最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決・民集69巻2号434頁(以下「最高裁平成27年判決」という。)を踏まえて改正された所得税基本通達34-1に基づき、車券等の的中によって得た払戻金に係る所得及び本件キャッシュバック所得はいずれも一時所得に該当すること、原告が法定の申告期限内に本件各年分の所得税の確定申告書を提出しなかったことに正当な理由があるとは認められないことを理由として、別表2の「決定処分等」欄記載のとおり、本件各年分の所得税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分をした。

原告は、平成28年4月25日に山口税務署長に対して異議申立てをしたが、同年7月7日付けでこれを棄却する旨の決定を受け、同月26日に国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、平成29年5月15日付けでこれを棄却する旨の裁決を受けた。

(5) 本件訴訟の提起及び更正処分等

ア 原告は、平成29年10月19日、本件訴訟を提起した。

イ 山口税務署長は、平成30年7月5日付けで、原告に対し、最高裁平成29年12月

15日第二小法廷判決・民集71巻10号2235頁（以下「最高裁平成29年判決」という。）を踏まえて改正された所得税基本通達34-1に基づき、原告が本件期間においてオート車券的の中によって得た払戻金に係る所得は雑所得に該当し、外れオート車券の購入費用も必要経費として総収入金額から控除することとして、別表2の「更正処分等」欄記載のとおり、本件各年分の所得税を減額する各更正処分及び無申告加算税を減額する各賦課決定処分をした。

(乙36～42)

なお、以下においては、次の各処分の総称として、次の略称を用いる。

山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした本件各年分の所得税の各決定処分（ただし、上記各更正処分による一部取消し後のもの） 「本件各決定」

山口税務署長が平成28年3月8日付けで原告に対してした本件各年分の無申告加算税の各賦課決定処分（ただし、上記各減額賦課決定処分による一部取消し後のもの） 「本件各賦課決定」

#### 4 税額等に関する当事者の主張

本件各決定及び本件各賦課決定の課税の計算に係る被告の主張は、別紙「本件各決定及び本件各賦課決定の適法性に関する被告の主張」のとおりであり、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わないものと解される。

#### 5 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、①本件競艇等所得が一時所得に該当するか（争点1）及び②原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことについて「正当な理由」があるか（争点2）である。これらの争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

##### (1) 争点1（本件競艇等所得が一時所得に該当するか）について

（被告の主張の要旨）

ア 本件競艇等所得が所得税法34条1項所定の一時所得に該当するためには、当該所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」であることを要するところ、ある所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」以外の一時の所得であるか否か（非継続性要件）は、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成27年判決、最高裁平成29年判決）。

公営競技の払戻金に係る所得は、その性質上、本来的に偶発的な一時の所得にすぎず、担税力も低いことは明らかであり、投票券の購入行為の期間、回数及び頻度が大きくても、このような性質が変容されることはなく、飽くまでも個々の投票券の購入行為の集合にすぎないのであるから、非継続性要件の判断に当たっては、個々の購入行為ごとに評価すべきであり、一連の購入行為として一体的に評価すべきものではない。

もっとも、公営競技の払戻金に係る所得であっても、その購入態様が「偶然性の影響の減殺や長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるとという長期的視点」に立った特殊なものであり（継続的行為該当性）、かつ、「年間を通じた回収率が100%を超えていることを前提として、極めて多額の利益が長期間にわたって発生している」というような利益発生の状況（営利目的該当性）である場合には、担税力が低い偶発的な一時の所得であるという性質が変容しているといえ、例外的に「営利を目的とする継続的行為」

であるといえるから、一連の購入行為として一体的に評価すべきこととなるというべきである。

イ 原告が舟券等を購入した回数及び頻度は全体として多いとはいえず、舟券等の購入態様について見ても、原告が舟券等を購入した競走の種別及び舟券等の組み合わせは不明な部分が多い上、最高裁平成27年判決及び最高裁平成29年判決の事案と比較して極めて少額であるから、原告の舟券等の購入態様は、「偶然性の影響の減殺や長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるという長期的視点」に立った特殊な購入態様とはいえず、単なる常連の舟券等の購入態様と異なるものではないというべきである。

また、本件期間における原告の舟券等の購入による収支は、いずれも年間を通じて損失が生じているというものであり、このような利益発生規模、期間その他の状況からすれば、原告の舟券等の購入が、客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であるなどとはいえないというべきである。

ウ 以上によれば、原告の舟券等の購入行為は、継続的行為該当性及び営利目的該当性のいずれも満たさないというべきであるから、本件払戻金所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるとは認められない。

また、本件キャッシュバック所得は、車券等を購入した者が必ず取得するという性質のものではなく、一定の要件を満たしたり、抽選に該当したりするなどした者が、一種の恩典・サービスとして取得し得るものであるから、その性質は、一時的、偶発的、恩恵的に発生した所得であるというほかなく、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」とはいえない。

したがって、本件競艇等所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」以外の所得であって、一時所得に該当するというべきである。

エ 原告は、複数の異なる公営競技の購入行為を一体のものとして非継続性要件の有無を判断すべきである旨を主張するが、前記アのとおり、非継続性要件のうち継続的行為該当性の有無を判断するためには、投票券の購入態様が「偶然性の影響の減殺や長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるという長期的視点」に立ったものであると評価できるかを検討すべきところ、各公営競技の間において、特定の競技において利益を得やすいときは他の競技において利益を得にくいというような相互にリスクを分散できる性質や相関関係があるものではなく、複数の異なる公営競技について投票券を購入したからといって、偶然性の影響が減殺されるなどといったことはあり得ない。したがって、複数の異なる公営競技の購入行為全体として、「偶然性の影響の減殺や長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるという長期的視点」に立った特殊な購入態様であると評価できる場合はそもそも観念することができないから、原告の上記主張は理由がない。

(原告の主張の要旨)

ア 公営競技において高い利益を上げるには、予想力（どの馬・人が連に絡むかを推察する能力）及び車券等の構成力（どの馬・人同士を組み合わせると購入すれば効率的に高い利益率を維持できるかを推察する能力）が必要となる。このことは、全ての公営競技に共通するものである。

このうち予想力について、原告は、いずれの公営競技においても、競争結果に影響を与えるにもかかわらずオッズに影響を与えにくい直前情報（オートレースにおける試走、

競艇におけるスタート展示・展示航走、競馬におけるパドックで周回する馬の状態から得られる情報)を最も重要視するという共通のノウハウを用いることによってレース展開を予想し、連に絡む可能性の高低、過大評価された価値のない買い目、過小評価された価値のある買い目をよりの確に見分けることができた。

また、車券等の構成力について、原告は、いずれの公営競技においても、連に絡む可能性の高低とオッズの高低に応じ、買い目を4つの領域に分類し、購入する車券等を領域に応じて配分調整するという共通のノウハウを用いて、車券等を購入していた。

以上のとおり、原告が各公営競技において実施していたレースの予想方法及び車券等の購入方法は、いずれも各公営競技に共通するノウハウを用いて行われていること、このような共通のノウハウは、原告が、公営競技の種別を問わずその全体の回収率が100%を超えることを目標として、極めて多数回のレースにおいて車券等を並行して購入し続けたことにより構築することができたものであることに照らせば、原告の車券等の購入行為は、公営競技全体を通じて一つの経済活動というべきものであるから、これらを一体のものとして非継続性要件の有無を判断すべきである。

イ 原告は、オートレースのほか、競艇及び競馬といった公営競技全体について、平成18年10月頃から(競馬については平成21年頃から)10年以上の長期間にわたり、継続的かつ頻繁に車券等を購入し続けてきた。そして、原告は、公営競技の種別を問わず、自らが考案した方法に従って機械的に、1レース約7分程度のペースで直前状態を確認しながらレースの結果を予想し、回収率の上がり易い買い目を選定して購入するという作業を繰り返し行っていた。本件期間における車券等の購入金額は、平成22年において約1億5780万円、平成23年において約1億5950万円、平成24年において約1億6880万円、平成25年において約2億7400万円、平成26年において約3億1960万円であり、極めて多額であった。これらのことを総合すれば、原告による車券等の購入行為は、長期間にわたって多数回かつ高頻度で行われたものということができる。

また、原告は、公営競技全体を一つの投資活動と見て、全体の回収率が100%を超えることを目標として、長期的視点に立って利益が得られるかどうかを重視し、各公営競技に共通するノウハウを用いてレースの結果を予想するとともに、車券等の購入方法を決定するという購入態様を採用していた。

さらに、原告が本件期間において公営競技全体を通じて得た所得は、平成22年において約4910万円、平成23年において約3760万円、平成24年において約150万円、平成25年において約300万円、平成26年において約1360万円であり、年度によって差異はあるものの、多いときには5000万円近くの利益を上げ、かつ毎年度継続して利益をあげることができていたのであって、本件期間において合計約1億0480万円の利益を上げることができたのであるから、原告による車券等の購入行為は、利益発生 of 規模や期間等の観点からしても、客観的にみて営利的な行為であると認められる。

ウ 以上によれば、本件払戻金所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるというべきである。

また、本件キャッシュバック所得は、原告が大量に反復継続して車券等を購入する行為

に関連して得られたものであるから、その性質上、車券等の払戻金と一連一体のものとして、同様に「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」というべきである。

したがって、本件競艇等所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるとして、雑所得に該当するものというべきである。

(2) 争点2 (原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことについて「正当な理由」があるか) について

(原告の主張の要旨)

原告は、子どもの頃から祖父に連れられてオートレース場に行き、また、車券等を10年以上前から購入していたが、その間、車券等の払戻金について課税がされるという知識を得ることは一切なかった。現に各公営競技の会場及び公式ウェブサイト等において、観客に容易に分かるような方法で、払戻金に係る所得の確定申告を促す注意書き等は一切ない。また、公営競技の売上げの一部は国庫又は公共団体の収益となっているのであって、いわば車券等の購入時に実質的に税を負担しているに等しい。

過去に公営競技の払戻金について公平かつ適正な課税がされていたという実態は全くなく、近年、インターネットを利用した投票により、銀行の入出金記録から払戻金の存在を税務当局が把握して課税がされるケースがあるが、窓口で払戻金を受ける者に対しては課税がされていないというのが実態であって、その取扱いは著しく不公平で正義に反するものというほかない。

原告は、本件各年分の所得税に係る税務調査を受けるまでの間、車券等の払戻金については、非課税とされている宝くじやTOTOと同様、購入時に実質的には税負担がされているとして、納税義務はないものと理解していたところ、原告がこのような理解に至ることは、上記のような、車券等の払戻金に係る所得に対する課税の実態に照らせば、やむを得ないものというべきである。

以上のとおり、原告は、納税義務があることをやむを得ず知らなかったために確定申告を行わなかったのであるから、無申告加算税の制裁を課すことは不当又は酷というべきであり、原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことには「正当な理由」がある。

(被告の主張の要旨)

原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に該当することを基礎付ける事実は全く見当たらないから、国税通則法66条1項所定の「正当な理由」はない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件競艇等所得が一時所得に該当するか) について

(1) 所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、同法34条1項にいう「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当するものは、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ(同項、同法35条1項)、本件競艇等所得が利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であることは明らかであるから、本件競艇等所得

が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当する場合には、本件競艇等所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されることになる。そして、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否か（非継続性要件）は、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成27年判決、最高裁平成29年判決参照）。

## （2）非継続性要件を判断すべき公営競技の範囲について

原告は、原告による車券等の購入行為は公営競技全体を通じて一つの経済活動というべきものであるから、一体のものとして非継続性要件の有無を判断すべきである旨を主張する。

しかし、各公営競技のレースの条件は、公営競技ごとに個別に設定されており、ある公営競技のレースの勝敗は、そのような個別の条件の下に行われるレースにおいて、当該公営競技特有の考慮要素に関して生ずる偶然の結果によって決定されるものである。そして、一般に、ある公営競技におけるレースの勝敗やその投票券の購入による収支と、他の公営競技におけるレースの勝敗やその投票券の購入による収支が、何らかの形で相関関係を有し、あるいは影響を与え合う関係にあるというべき事情はない。

そうすると、複数の異なる公営競技の投票券を購入する場合において、ある公営競技特有の条件及び考慮要素に関して生ずる偶然性の影響を他の公営競技との間で相互に減殺し、長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるという長期的視点を有する特殊な購入態様というものは、容易に想定し難いものというべきである。

そうであるところ、原告の主張は、要するに、各公営競技の投票券を購入するに当たり、複数ある考慮要素のうち事前情報に重きを置いてレースの着順を予想し、連に絡む可能性の高低とオッズの高低に応じて購入する車券等を配分調整するという共通のノウハウを用いていたこと、このノウハウは、各種公営競技の種別を問わずに投票券を継続して購入したことにより獲得されたものであることをいうにすぎず、複数の異なる公営競技の投票券を購入することにより、いかなる点において、各公営競技のレースにおける偶然性の影響が相互に減殺されていたというのか明らかでない。

そうすると、原告の上記主張は採用できず、本件払戻金所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否か（非継続性要件）は、公営競技ごとに個別に判断するのが相当である。

## （3）本件払戻金所得について

### ア 競艇について

原告は、本件期間において舟券を購入していたものの、別表1の「競艇」欄記載のとおり、このうち取引記録が残っている平成24年10月23日以降において原告が舟券を購入したレース数及び全レース数に占める割合（括弧内）は、平成25年において1358回（約2.5%）、平成26年において728回（約1.4%）にとどまり、その購入回数及び頻度はわずかであるといわざるを得ない。また、舟券の年間購入金額も本件期間を通じて1年当たり合計約179万5000円から約2253万8200円であって、高額に上るともいえない（このことは、別表1のとおり、全レース数は競艇がオートレースを大幅に上回るにもかかわらず、舟券の年間購入額が車券の年間購入額を大幅に下回ることに照らしても明らかである。）。さらに、原告が舟券を購入するに当た

り用いていたというノウハウ（前記（２））は、結局のところ、個々のレースにおける予想の確度等を高めるといふものにすぎず、この点で、原告による購入の態様は、一般のいわゆる常連による購入の態様と質的に異なるものではないといふべきである。

そして、原告が舟券の購入によって上記の各年における収支上利益を得ていないことからすれば、原告による舟券の購入行為が客観的に見て利益が上ると期待し得るものであったということもできない。なお、原告は、本件期間における舟券購入による回収率が競艇の払戻率（７５％）をおおむね超えている旨を指摘するが、５年間で一度も収支上利益が発生していない以上、上記の判断を左右するものではない。

以上によれば、原告による舟券の購入行為は、営利を目的とする継続的行為であるとはいえないから、本件期間において原告が舟券的中によって得た払戻金に係る所得は、一時所得に該当するといふべきである。

#### イ 競馬について

原告が平成２３年から平成２６年までの４年間に於いて中央競馬の馬券を購入したレース数は、本件各証拠によっても明らかではないものの、その日数及び全国における各年の実施日数（２８８日）に占める割合（括弧内）は、平成２３年に於いて５５日（約１９％）、平成２４年に於いて８３日（約２９％）、平成２５年に於いて９２日（約３２％）、平成２６年に於いて８４日（約２９％）であること（乙７）に照らせば、原告による中央競馬の馬券の購入レース数及び頻度が多かったとはいえない。また、年間購入金額は、別表１の「中央競馬」欄記載のとおり、平成２３年に於いて１５８４万５０１５円、平成２４年に於いて２６７３万６１６５円、平成２５年に於いて１９２２万３０６０円、平成２６年に於いて１７７９万００３０円であつて、高額に上るともいえない（このことは、別表１のとおり、中央競馬の馬券の年間購入額が車券の年間購入額を大幅に下回ることによつても明らかである。）。

さらに、原告は、本件期間において地方競馬の馬券を購入していたものの、別表１の「地方競馬」欄記載のとおり、このうち証拠上認定することのできる原告が地方競馬の馬券を購入したレース数及び全レース数に占める割合（括弧内）は、平成２２年に於いて１３７３回（８．７％）、平成２３年に於いて６１８回（４．０％）、平成２４年に於いて２４０回（１．６％）、平成２５年に於いて１２０回（０．９％）、平成２６年に於いて１０６回（０．７％）であり、その購入回数及び頻度はわずかであるといわざるを得ない。また、年間購入金額は、本件期間を通じて１年当たり合計約１７２万６９００円から約９７６万４６００円であつて、高額に上るともいえない（このことは、別表１のとおり、全レース数は地方競馬がオートレースを大幅に上回るにもかかわらず、地方競馬の馬券の年間購入額が車検の年間購入額を大幅に下回ることによつても明らかである。）。

そして、原告が中央競馬及び地方競馬の馬券を購入するに当たり独自のノウハウを用いていたとしても、そのような購入の態様が、一般のいわゆる常連による購入の態様と質的に異なるものではないことは、前記説示のとおりである。

また、原告が中央競馬及び他方競馬のいずれについても馬券の購入によつて上記の各年における収支上利益を得ていないことからすれば、原告による馬券の購入行為が客観的にみて利益が上ると期待し得るものであったということもできない。

以上によれば、原告による馬券の購入行為は、営利を目的とする継続的行為であるとはいえないから、本件期間において原告が馬券の的中によって得た払戻金に係る所得は、一時所得に該当するというべきである。

#### ウ 競輪について

原告による競輪車券の購入行為は、本件期間のうち平成25年5月以降に行われたものであり、その期間は特段長期にわたるものではない。また、別表1の「競輪」欄記載のとおり、年間購入金額は、平成25年において31万1200円、平成26年において8万6000円と少額にとどまり、購入レース数及び購入頻度はいずれも少ない。さらに、原告が競輪車券を購入するに当たり独自のノウハウを用いていたとしても、そのような購入の態様が、一般のいわゆる常連による購入の態様と質的に異なるものではないことは、前記説示のとおりである。

そして、原告が競輪車券の購入によって上記の各年における収支上利益を得ていないことからすれば、原告による競輪車券の購入行為が客観的にみて利益が上がると期待し得るものであったということもできない。

以上によれば、原告による競輪車券の購入行為は、営利を目的とする継続的行為であるとはいえないから、本件期間において原告が競輪車券の的中によって得た払戻金に係る所得は、一時所得に該当するというべきである。

#### (4) 本件キャッシュバック所得について

本件キャッシュバック所得は、原告が、車券等を購入する際、公営競技施行者等又は利用先の銀行の抽選に当選したこと等によって取得したものであることに照らせば（前記第2の3(3)）、偶発的かつ恩恵的に生じた所得というべきであり、これによって多額の利益が長期間にわたって発生したとも認められないから、本件キャッシュバック所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるとはいえず、一時所得に該当するというべきである。

#### (5) 小括

したがって、本件競艇等所得は、一時所得に該当するというべきである。

### 2 争点2（原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことについて「正当な理由」があるか）について

#### (1) 国税通則法66条が定める無申告加算税は、申告納税方式による国税に関して、法定申告期限を遵守して申告をした者とこれをしなかった者との間に生ずる不公平を是正するとともに、申告義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置と解される。

このような無申告加算税の趣旨に照らせば、国税通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があると認められる場合とは、法定申告期限内に申告書が提出されなかったことについて真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照）。

#### (2) 原告は、原告が法定の申告期限内に申告書を提出しなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情がある旨を主張し、その理由として、観客に容易

に分かるような方法で払戻金に係る所得の確定申告を促す注意書き等がされていなかったことを指摘するが、これは、単なる法の不知又は誤解をいうにすぎないものであって、上記の客観的事情に該当するとはいえない。なお、原告は、車券等の購入が実質的な税負担に該当するとも主張するが、独自の見解といわざるを得ない。

また、原告は、インターネットを利用して払戻金の交付を受ける者と窓口において払戻金の交付を受ける者との間で所得税の捕捉率が異なることを指摘するが、この指摘は、課税の仕組みに対する不満をいうにすぎないものであって、上記の客観的事情に該当しない。

(3) 以上によれば、原告が本件各年分の所得税の確定申告書を法定の申告期限内に提出しなかったことについて「正当な理由」があるとはいえない。

### 3 まとめ

以上に説示したところに加え、弁論の全趣旨を総合すれば、本件各決定及び本件各賦課決定の課税の根拠及び計算は、別紙「本件各決定及び本件各賦課決定の適法性に関する被告の主張」記載のとおりとなるから、本件各決定及び本件賦課決定は、いずれも適法である。

### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大森 直哉

裁判官 財賀 理行

裁判官 塚本 友樹

(別紙)

## 各公営競技の概要等

### 第1 オートレースについて

#### 1 開催状況等

オートレースは、本件期間において、全国6箇所の小型自動車競走場（以下「オートレース場」という。）において開催されていた。

本件期間の全国のオートレース場におけるオートレースの開催日数（延べ日数。1日に2箇所のオートレース場においてオートレースが開催された場合、2日と数える。）は、平成22年が483日、平成23年が411日、平成24年が475日、平成25年が461日、平成26年が470日であり、それぞれの年において、別表1の「オートレース」欄のとおり、5771回、4909回、5685回、5506回、5554回の競走が実施された。

#### 2 オート車券の発売方法並びに払戻金及び返還金の交付方法

オート車券は、オートレース場及び場外発売場で発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、以下のとおり、小型自動車競走施行者（都道府県並びに京都市等の特別区の組織する組合及び特定の市町村）からの委託を受けた事業者と契約を締結することにより、インターネットを利用してオート車券を購入することができる。

インターネットを利用してオート車券を購入する場合、利用者は、決済用口座を開設した上、オート車券の購入に充てる予定の金額（以下、車券等の購入に充てる予定の金額を「購入予定金額」という。）を、決済用口座から各事業者の預金口座に振り替える必要がある（ただし、事業者のうち、C株式会社（以下「C」という。）を利用する者は、オート車券を購入する都度、同社に対し、あらかじめ購入した電子マネーを支払う必要がある。）。

払戻金及び返還金（投票に一定の無効事由があった場合に返還される金員）の交付方法は、事業者によって異なり、①オート車券の購入予定金額からオート車券購入代金を差し引いた金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を当該競走開催日に決済用口座に振り込む方法（乙2・一般財団法人G）、②投票可能限度額（投票申込資金として事業者の口座に振り替えた金額の合計額から、その日のその投票までの投票申込額及び利用者の指示により決済用口座に戻し入れた額を控除した額）に払戻金及び返還金を加算して交付する方法（乙3・H株式会社）、③オート車券の購入予定金額のうち未使用の金額及び払戻金及び返還金を随時又は定期的に事業者の口座から決済用口座に振り込む方法（乙4・株式会社I、乙5・C）がある。

#### 3 払戻金

小型自動車競走施行者は、オート車券的の中者に対し、そのレースについてのオート車券の売上金の額に70%以上経済産業大臣が定める率（現在は80%）以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該勝車に対するオート車券に按分して払戻金として交付するものとされている（小型自動車競走法16条1項）。このようにして計算された払戻金の総額は、オート車券の売上金額の70～80%となる。

### 第2 競艇について

#### 1 開催状況等

競艇は、本件期間において、全国24箇所の競走場において開催されていた。

本件期間における全国の競走場における競艇の開催日数（延べ日数）は、平成22年が42

76日、平成23年が4254日、平成24年が4512日、平成25年が4458日、平成26年が4347日であり、それぞれの年において、別表1の「競艇」欄のとおり、5万1312回、5万1048回、5万4144回、5万3496回、5万2164回の競走が実施された（なお、競走回数については、悪天候等により開催日の途中で打ち切る場合もあるため、上記の回数よりも少ないものである可能性がある。）。

## 2 舟券の発売方法並びに払戻金及び返還金の交付方法

舟券は、競走場及び場外発売場で発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、一般財団法人A（以下「A」という。）と契約を締結することにより、インターネットを利用して舟券を購入することができる。

インターネットを利用して舟券を購入する場合、利用者は、決済用口座を開設した上、舟券の購入予定金額を、決済用口座からAの預金口座に振り替える必要がある。

払戻金及び返還金は、舟券の購入予定金額から購入代金を差し引き、払戻金及び返還金を加えた金額を、当該競走開催日に決済用口座に振り込むことによって交付することとされている。

## 3 払戻金

モーターボード競走施行者（都道府県及び特定の市町村）は、舟券の的中者に対し、その競走についての舟券の売上金の額の75%以上国土交通大臣が定める率（現在は80%）以下の範囲内で施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付するものとされている（モーターボード競走法15条1項）。このようにして計算された払戻金の総額は、舟券の売上金額の75%～80%となる。

# 第3 競馬について

## 1 開催状況等

### (1) 中央競馬について

日本中央競馬会（以下「JRA」という。）が行う競馬を中央競馬といい（競馬法1条の2第5項）、本件期間において、全国10箇所の競馬場において開催されている（競馬法2条、競馬法施行規則1条）。

本件期間における中央競馬の競走開催日数（延べ日数）は、各年とも288日であり、競走回数は、別表1の「中央競馬」欄のとおり、平成22年が3454回、平成23年が3453回、平成24年が3454回、平成25年が3454回、平成26年が3451回であった。

### (2) 地方競馬について

都道府県又は指定市町村が行う競馬を地方競馬といい（競馬法1条の2第5項）、本件期間において、全国15箇所の競馬場において開催されている（競馬法19条）。

地方競馬の競走回数（延べ日数）は、平成22年が1432日、平成23年が1397日、平成24年が1379日、平成25年が1272日、平成26年が1294日であり、競走回数は、それぞれの年において、別表1の「地方競馬」欄のとおり、1万5710回、1万5525回、1万5230回、1万4021回、1万4293回であった。

## 2 馬券の発売方法並びに払戻金及び返還金の交付方法

### (1) 中央競馬について

中央競馬の馬券は、競馬場及び場外発売場で発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、JRAと契約を締結することにより、インターネットを利用して

購入することができる。

インターネットを利用して中央競馬の馬券を購入する場合、利用者は、決済用口座を開設の上、馬券の購入予定金額を、決済用口座からJRAが指定する口座に振り替える必要がある。

払戻金及び返還金は、馬券の購入予定金額から購入代金を差し引き、払戻金及び返還金を加えた金額を、決済用口座に振り込む方法によって交付することとされている。

## (2) 地方競馬について

地方競馬の馬券は、競馬場及び場外発売場で発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、B株式会社（以下「B」という。）と契約を締結することにより、インターネットを利用して購入することができる。

インターネットを利用して地方競馬の馬券を購入する場合、利用者は、決済用口座を開設した上、馬券の購入予定金額を、決済用口座からBの口座に振り替える必要がある。

払戻金及び返還金は、競走ごとに、これらの金額が公表された後、限度額に加算することにより交付される。利用者は、その指示により又は一定期間の経過により、限度額をBの口座から決済用口座に戻し入れることができる。

## 3 払戻金について

JRA並びに都道府県及び特定の市町村は、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金の額に70%以上農林水産大臣が定める率（現在は80%）以下の範囲内で上記JRA等が定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該勝馬に対する各馬券に按分して払戻金として交付するものとされている（競馬法8条1項、22条）。このようにして計算された払戻金の総額は、馬券の売上金額の70～80%となる。

## 第4 競輪について

### 1 開催状況等

競輪は、現在、全国44箇所の競輪場において開催されている。

### 2 競輪車券の発売方法並びに払戻金及び返還金の交付方法

競輪車券は、競輪場及び場外発売場で発売されているほか、電話やインターネットでも発売されており、D登録者となることにより、Cが提供する「D」と称するネット購入サービスを利用して競輪車券を購入することができる。

インターネットを利用して競輪車券を購入する場合における利用者の購入代金の支払並びに払戻金及び返還金の交付方法については、前記第1の2のうち、Cを利用した場合と同様の方法によることとされている。

### 3 払戻金

競輪施行者（都道府県及び特定の市町村）は、勝者投票の的中者に対し、その競走についての競輪車券の売上金の額に70%以上経済産業大臣が定める率（現在は80%）以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該勝者に対する各競輪車券に按分して払戻金として交付するものとされている（自転車競技法12条1項）。このようにして計算された払戻金の総額は、競輪車券の売上金額の70～80%となる。

以上

(別紙)

本件各決定及び本件各賦課決定の適法性に関する被告の主張

第1 本件各決定の適法性について

1 原告が納付すべき所得税の額

(1) 平成22年分の納付すべき所得税の額

ア 総所得金額

(ア) 一時所得の金額 (別表3順号⑫)

一時所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「その収入を得るために支出した金額」を控除し、その残額から所得税法34条3項の規定により、一時所得に係る特別控除額50万円を控除した金額である712万8634円となる。

a 総収入金額 (別表3順号①)

総収入金額は、原告が平成22年中に支払を受けた舟券等の的中に係る払戻金の金額(競艇が132万2020円及び地方競馬が790万1290円・別表3順号②ないし⑤)及び本件キャッシュバック所得の金額93万6414円(同表順号⑥)の合計額である1015万9724円となる。

b その収入を得るために支出した金額 (別表3順号⑦)

その収入を得るために支出した金額は、上記aの払戻金に係る舟券等の購入金額(競艇が92万5280円及び地方競馬が160万5810円・別表3順号⑧ないし⑪)の合計額である253万1090円となる。

(イ) 雑所得の金額 (別表3順号⑮)

雑所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「必要経費」を控除した金額である5050万7460円となる。

a 総収入金額 (別表3順号⑬)

総収入金額は、原告が平成22年中に支払を受けたオート車券の的中に係る払戻金の金額2億0831万7360円となる。

b 必要経費 (別表3順号⑭)

必要経費は、原告の平成22年中に購入したオート車券の購入金額の1億5780万9900円となる。

(ウ) 総所得金額 (別表3順号⑯)

総所得金額は、所得税法22条2項2号の規定により上記(ア)の一時所得の金額の2分の1に相当する金額356万4317円及び上記(イ)の雑所得の金額5050万7460円の合計金額である5407万1777円となる。

イ 所得控除の額の合計額 (別表3順号⑰)

所得控除の額は、下記の合計金額である157万4844円となる。

(ア) 社会保険料控除の額 (別表3順号⑱)

社会保険料控除の額は、所得税法74条1項の規定により、原告が平成22年中に支払った、国民健康保険料の保険料の額並びに原告及び乙に係る国民年金の保険料の納付金額の合計額である39万6840円となる。

(イ) 生命保険料控除の額 (別表3順号⑲)

生命保険料控除の額は、平成22年中に原告が支払った共済掛金等について、所得税法76条1項の規定により算出した金額である3万8004円となる。

(ウ) 配偶者控除の額 (別表3順号㉓)

配偶者控除の額は、乙が所得税法2条1項33号に規定する控除対象配偶者に該当することから、同法83条1項に規定する金額である38万円となる。

(エ) 扶養控除の額 (別表3順号㉔)

扶養控除の額は、原告の子である丙が所得税法2条1項34号に規定する扶養親族に該当することから、同法84条1項(平成22年法律第6号による改正前のもの)に規定する金額である38万円となる。

(オ) 基礎控除の額 (別表3順号㉕)

基礎控除の額は、所得税法86条1項に規定する金額である38万円となる。

ウ 課税総所得金額 (別表3順号㉖)

課税総所得金額は、上記アの総所得金額5407万1777円から上記イの所得控除の額の合計額157万4844円を控除した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である5249万6000円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額 (別表3順号㉗)

課税総所得金額に対する税額は、所得税法89条(平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により算出した金額である1820万2400円となる。

オ 納付すべき税額 (別表3順号㉘)

納付すべき税額は、上記エの課税総所得金額に対する税額である1820万2400円と同額となる。

(2) 平成23年分の納付すべき所得税の額

ア 総所得金額

(ア) 一時所得の金額 (別表3順号㊲)

一時所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「その収入を得るために支出した金額」を控除し、その残額から所得税法34条3項の規定により、一時所得に係る特別控除額50万円を控除した金額である1120万9995円となる。

a 総収入金額 (別表3順号㊳)

総収入金額は、原告が平成23年中に支払を受けた舟券等の的の中に係る払戻金の金額(競艇が407万6290円、中央競馬が1373万8290円及び地方競馬が379万2890円・別表3順号㊴ないし㊵)及び本件キャッシュバック所得の金額59万3000円(同表順号㊶)の合計額である2220万0470円となる。

b その収入を得るために支出した金額 (別表3順号㊷)

その収入を得るために支出した金額は、上記aの払戻金に係る舟券等の購入金額(競艇が265万2090円、中央競馬が694万3005円及び地方競馬が89万5380円・別表3順号㊸ないし㊹)の合計額である1049万0475円となる。

(イ) 雑所得の金額 (別表3順号㊸)

雑所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「必要経費」を控除した金額である

4235万8020円となる。

a 総収入金額（別表3順号⑬）

総収入金額は、原告が平成23年中に支払を受けたオート車券の的中に係る払戻金の金額2億0192万9420円となる。

b 必要経費（別表3順号⑭）

必要経費は、原告が平成23年中に購入したオート車券の購入金額の1億5957万1400円となる。

(ウ) 総所得金額（別表3順号⑯）

総所得金額は、所得税法22条2項2号の規定により上記（ア）の一時所得の金額の2分の1に相当する金額560万4997円及び上記（イ）の雑所得の金額4235万8020円の合計金額である4796万3017円となる。

イ 所得控除の額の合計額（別表3順号⑰）

所得控除の額は、下記の合計金額である119万6186円となる。

(ア) 社会保険料控除の額（別表3順号⑱）

社会保険料控除の額は、所得税法74条1項の規定により、原告が平成23年中に支払った、国民健康保険料の保険料の額並びに原告及び乙に係る国民年金の保険料の納付金額の合計額である39万6940円となる。

(イ) 生命保険料控除の額（別表3順号⑲）

生命保険料控除の額は、平成23年中に原告が支払った共済掛金等について、所得税法76条1項の規定により算出した金額である3万9246円となる。

(ウ) 配偶者控除の額（別表3順号⑳）

配偶者控除の額は、乙が所得税法2条1項33号に規定する控除対象配偶者に該当することから、同法83条1項に規定する金額である38万円となる。

(エ) 基礎控除の額（別表3順号㉑）

基礎控除の額は、所得税法86条1項に規定する金額である38万円となる。

ウ 課税総所得金額（別表3順号㉒）

課税総所得金額は、上記アの総所得金額4796万3017円から上記イの所得控除の額の合計額119万6186円を控除した金額である4676万6000円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額（別表3順号㉓）

課税総所得金額に対する税額は、所得税法89条の規定により算出した金額である1591万0400円となる。

オ 納付すべき税額（別表3順号㉔）

納付すべき税額は、上記エの課税総所得金額に対する税額である1591万0400円と同額となる。

(3) 平成24年分の納付すべき所得税の額

ア 総所得金額

(ア) 一時所得の金額（別表3順号㉕）

一時所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「その収入を得るために支出した金額」を控除し、その残額から所得税法34条3項の規定により、一時所得に係る特別控除額50万円を控除した金額である1776万9585円となる。

a 総収入金額（別表3順号①）

総収入金額は、原告が平成24年中に支払を受けた舟券等の的中に係る払戻金の金額（競艇が1371万5790円、中央競馬が1011万2730円及び地方競馬が266万7710円・別表3順号②ないし⑤）及び本件キャッシュバック所得の金額175万0500円（同表順号⑥）の合計額である2824万6730円となる。

b その収入を得るために支出した金額（別表3順号⑦）

その収入を得るために支出した金額は、上記aの払戻金に係る舟券等の購入金額（競艇が326万4420円、中央競馬が608万8325円及び地方競馬が62万4400円・別表3順号⑧ないし⑪）の合計額である997万7145円となる。

(イ) 雑所得の金額（別表3順号⑬）

雑所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「必要経費」を控除した金額である1892万1970円となる。

a 総収入金額（別表3順号⑬）

総収入金額は、原告が平成24年中に支払を受けたオート車券の的中に係る払戻金の金額1億8776円8270円となる。

b 必要経費（別表3順号⑭）

必要経費は、原告が平成24年中に購入したオート車券の購入金額の1億6884万6300円となる。

(ウ) 総所得金額（別表3順号⑯）

総所得金額は、所得税法22条2項2号の規定により上記（ア）の一時所得の金額の2分の1に相当する金額888万4792円及び上記（イ）の雑所得の金額1892万1970円の合計金額である2780万6762円となる。

イ 所得控除の額の合計額（別表3順号⑰）

所得控除の額は、下記の合計金額である121万7341円となる。

(ア) 社会保険料控除の額（別表3順号⑱）

社会保険料控除の額は、所得税法74条1項の規定により、原告が平成24年中に支払った、国民健康保険料の保険料の額並びに原告及び乙に係る国民年金の保険料の納付金額の合計額である40万5570円となる。

(イ) 生命保険料控除の額（別表3順号⑲）

生命保険料控除の額は、平成24年中に原告が支払った共済掛金等について、所得税法76条1項の規定により算出した金額である5万1771円となる。

(ウ) 配偶者控除の額（別表3順号⑳）

配偶者控除の額は、乙が所得税法2条1項33号に規定する控除対象配偶者に該当することから、同法83条1項に規定する金額である38万円となる。

(エ) 基礎控除の額（別表3順号㉑）

基礎控除の額は、所得税法86条1項に規定する金額である38万円となる。

ウ 課税総所得金額（別表3順号㉒）

課税総所得金額は、上記アの総所得金額2780万6762円から上記イの所得控除の額の合計額121万7341円を控除した金額である2658万9000円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額（別表3順号㉔）

課税総所得金額に対する税額は、所得税法89条の規定により算出した金額である783万9600円となる。

オ 納付すべき税額（別表3順号㉕）

納付すべき税額は、上記エの課税総所得金額に対する税額である783万9600円と同額となる。

(4) 平成25年分の納付すべき所得税等の額

ア 総所得金額

(ア) 一時所得の金額（別表3順号㉑）

一時所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「その収入を得るために支出した金額」を控除し、その残額から所得税法34条3項の規定により、一時所得に係る特別控除額50万円を控除した金額である2522万1494円となる。

a 総収入金額（別表3順号㉑）

総収入金額は、原告が平成25年中に支払を受けた舟券等の的中に係る払戻金の金額（競艇が2079万8550円、中央競馬が883万1770円、地方競馬が98万9320円及び競輪が18万0270円・別表3順号㉒ないし㉕）及び本件キャッシュバック所得の金額265万9864円（同表順号㉖）の合計額である3345万9774円となる。

b その収入を得るために支出した金額（別表3順号㉗）

その収入を得るために支出した金額は、上記aの払戻金に係る舟券等の購入金額（競艇が126万6000円、中央競馬が618万2450円、地方競馬が28万6830円及び競輪が3000円・別表3順号㉘ないし㉙）の合計額である773万8280円となる。

(イ) 雑所得の金額（別表3順号㉓）

雑所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「必要経費」を控除した金額である1333万6960円となる。

a 総収入金額（別表3順号㉓）

総収入金額は、原告が平成25年中に支払を受けたオート車券の的中に係る払戻金の金額2億8737万3860円となる。

b 必要経費（別表3順号㉔）

必要経費は、原告が平成25年中に購入したオート車券の購入金額の2億7403万6900円となる。

(ウ) 総所得金額（別表3順号㉖）

総所得金額は、所得税法22条2項2号の規定により上記(ア)の一時所得の金額の2分の1に相当する金額1261万0747円及び上記(イ)の雑所得の金額1333万6960円の合計金額である2594万7707円となる。

イ 所得控除の額の合計額（別表3順号㉗）

所得控除の額は、下記の合計金額である121万1768円となる。

(ア) 社会保険料控除の額（別表3順号㉘）

社会保険料控除の額は、所得税法74条1項の規定により、原告が平成25年中に支

払った、国民健康保険の保険料並びに原告及び乙に係る国民年金の保険料の納付金額の合計額である40万8130円となる。

(イ) 生命保険料控除の額 (別表3順号⑱)

生命保険料控除の額は、平成25年中に原告が支払った共済掛金等について、所得税法76条1項の規定により算出した金額である4万3638円となる。

(ウ) 配偶者控除の額 (別表3順号⑳)

配偶者控除の額は、乙が所得税法2条1項33号に規定する控除対象配偶者に該当することから、同法83条1項に規定する金額である38万円となる。

(エ) 基礎控除の額 (別表3順号㉑)

基礎控除の額は、所得税法86条1項に規定する金額である38万円となる。

ウ 課税総所得金額 (別表3順号㉒)

課税総所得金額は、上記アの総所得金額2594万7707円から上記イの所得控除の額の合計額121万1768円を控除した金額である2473万5000円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額 (別表3順号㉓)

課税総所得金額に対する税額は、所得税法89条の規定により算出した金額である709万8000円となる。

オ 復興特別所得税額 (別表3順号㉔)

復興特別所得税額は、基準所得税額 (別表3順号㉕) を基礎として、復興特別所得税法13条の規定により算出した金額である14万9058円となる。

カ 納付すべき税額 (別表3順号㉗)

納付すべき税額は、上記エにオを加算した金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。) である724万7000円となる。

(5) 平成26年分の納付すべき所得税等の額

ア 総所得金額

(ア) 一時所得の金額 (別表3順号⑫)

一時所得の金額は、次のaの総収入金額から、bの「その収入を得るために支出した金額」を控除し、その残額から所得税法34条3項の規定により、一時所得に係る特別控除額50万円を控除した金額である2377万5805円となる。

a 総収入金額 (別表3順号①)

総収入金額は、原告が平成26年中に支払を受けた舟券等の的の中に係る払戻金の金額 (競艇が1287万3480円、中央競馬が1589万3380円、地方競馬が139万0700円及び競輪が5万7520円・別表3順号②ないし⑤) 及び本件キャッシュバック所得の金額77万4745円 (同表順号⑥) の合計額である3098万9825円となる。

b その収入を得るために支出した金額 (別表3順号⑦)

その収入を得るために支出した金額は、上記aの払戻金に係る舟券等の購入金額 (競艇が90万7500円、中央競馬が549万0720円、地方競馬が31万4000円及び競輪が1800円・別表3順号⑧ないし⑪) の合計額である671万4020円となる。

(イ) 雑所得の金額 (別表3 順号⑮)

雑所得の金額は、次の a の総収入金額から、b の「必要経費」を控除した金額である 1 6 5 0 万 1 1 2 0 円となる。

a 総収入金額 (別表3 順号⑬)

総収入金額は、原告が平成 2 6 年中に支払を受けたオート車券の的中に係る払戻金の金額 3 億 3 6 1 4 万 7 6 2 0 円となる。

b 必要経費 (別表3 順号⑭)

必要経費は、原告が平成 2 6 年中に購入したオート車券の購入金額の 3 億 1 9 6 4 万 6 5 0 0 円となる。

(ウ) 総所得金額 (別表3 順号⑯)

総所得金額は、所得税法 2 2 条 2 項 2 号の規定により上記 (ア) の一時所得の金額の 2 分の 1 に相当する金額 1 1 8 8 万 7 9 0 2 円及び上記 (イ) の雑所得の金額 1 6 5 0 万 1 1 2 0 円の合計金額である 2 8 3 8 万 9 0 2 2 円となる。

イ 所得控除の額の合計額 (別表3 順号⑰)

所得控除の額は、下記の合計金額である 1 5 7 万 9 4 8 0 円となる。

(ア) 社会保険料控除の額 (別表3 順号⑱)

社会保険料控除の額は、所得税法 7 4 条 1 項の規定により、原告が平成 2 6 年中に支払った、国民健康の保険料並びに原告及び乙に係る国民年金の保険料の納付金額の合計額である 7 7 万 3 1 9 0 円となる。

(イ) 生命保険料控除の額 (別表3 順号⑲)

生命保険料控除の額は、平成 2 6 年中に原告が支払った共済掛金等について、所得税法 7 6 条 1 項の規定により算出した金額である 4 万 6 2 9 0 円となる。

(ウ) 配偶者控除の額 (別表3 順号⑳)

配偶者控除の額は、乙が所得税法 2 条 1 項 3 3 号に規定する控除対象配偶者に該当することから、同法 8 3 条 1 項に規定する金額である 3 8 万円となる。

(エ) 基礎控除の額 (別表3 順号㉑)

基礎控除の額は、所得税法 8 6 条 1 項に規定する金額である 3 8 万円となる。

ウ 課税総所得金額 (別表3 順号㉒)

課税総所得金額は、上記アの総所得金額 2 8 3 8 万 9 0 2 2 円から上記イの所得控除の額の合計額 1 5 7 万 9 4 8 0 円を控除した金額である 2 6 8 0 万 9 0 0 0 円となる。

エ 課税総所得金額に対する税額 (別表3 順号㉓)

課税総所得金額に対する税額は、所得税法 8 9 条の規定により算出した金額である 7 9 2 万 7 6 0 0 円となる。

オ 復興特別所得税額 (別表3 順号㉔)

復興特別所得税額は、基準所得税額 (別表3 順号㉕) を基礎として、復興特別所得税法 1 3 条の規定により算出した金額である 1 6 万 6 4 7 9 円となる。

カ 納付すべき税額 (別表3 順号㉕)

納付すべき税額は、上記エにオを加算した金額である 8 0 9 万 4 0 0 0 円となる。

2 本件各決定の適法性

原告が納付すべき所得税等の額は、前記 1 のとおり、平成 2 2 年分が 1 8 2 0 万 2 4 0 0 円、

平成23年分が1591万0400円、平成24年分が783万9600円、平成25年分が724万7000円及び平成26年分が809万4000円となり、平成22年分ないし平成26年分の当該各金額は、本件各決定における納付すべき税額（別表2の「更正処分等」欄の「納付すべき税額」欄）と、いずれも同額である。

したがって、本件各決定は、いずれも適法である。

## 第2 本件各賦課決定の適法性について

### 1 原告が納付すべき無申告加算税の額

#### (1) 平成22年分の無申告加算税の額（別表4順合⑧）

原告の平成22年分の無申告加算税の額は、平成22年分の所得税につき原告が納付すべき税額1820万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。別表4順合②）を基礎として、同法66条1項及び同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額273万円（同表順号④）に、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額1770万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額88万5000円（同表順号⑦）を加算した金額361万5000円となる。

#### (2) 平成23年分の無申告加算税の額（別表4順号⑧）

原告の平成23年分の無申告加算税の額は、平成23年分の所得税につき原告が納付すべき税額1591万円（別表4順号②）を基礎として、同法66条1項及び同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額238万6500円（同表順号④）に、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額1541万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額77万0500円（同表順号⑦）を加算した金額315万7000円となる。

#### (3) 平成24年分の無申告加算税の額（別表4順号⑧）

原告の平成24年分の無申告加算税の額は、平成24年分の所得税につき原告が納付すべき税額783万円（別表4順号②）を基礎として、同法66条1項及び同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額117万4500円（同表順号④）に、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額733万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額36万6500円（同表順号⑦）を加算した金額154万1000円となる。

#### (4) 平成25年分の無申告加算税の額（別表4順号⑧）

原告の平成25年分の無申告加算税の額は、平成25年分の所得税につき原告が納付すべき税額724万円（別表4順号②）を基礎として、同法66条1項及び同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額108万6000円（同表順号④）に、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額674万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額33万7000円（同表順号⑦）を加算した金額142万3000円となる。

#### (5) 平成26年分の無申告加算税の額（別表4順号⑧）

原告の平成26年分の無申告加算税の額は、平成26年分の所得税につき原告が納付すべき税額809万円（別表4順号②）を基礎として、同法66条1項及び同条2項の規定に基づき、当該基礎となる税額に100分の15の割合を乗じて算出した金額121万3

500円（同表順号④）に、当該基礎となる税額のうち50万円を超える部分に相当する税額759万円（同表順号⑤）に100分の5の割合を乗じて計算した金額37万9500円（同表順号⑦）を加算した金額159万3000円となる。

2 本件各賦課決定が適法であること

原告の本件期間の所得税に係る無申告加算税の額は、前記1のとおり、平成22年分が361万5000円、平成23年分が315万7000円、平成24年分が154万1000円、平成25年分が142万3000円及び平成26年分が159万3000円となり、当該各金額は、本件各賦課決定における無申告加算税の額（別表2の「更正処分等」欄の「無申告加算税の額」欄）と、いずれも同額である。

したがって、本件各賦課決定は、いずれも適法である。

以上

課税処分等経過表（所得税等）

（単位：円）

年分	区分		確定申告	決定処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	更正処分等	
	項目									
平成22年分	年月日			平成28年3月8日	平成28年4月25日	平成28年7月7日	平成28年7月26日	平成29年5月15日	平成30年7月5日	
	総所得金額			57,661,967	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却		54,071,777
	内訳	一時所得の金額		57,661,967						3,564,317
		雑所得の金額								50,507,460
		納付すべき税額		19,638,800						18,202,400
		無申告加算税の額		3,901,000						3,615,000
平成23年分	年月日			平成28年3月8日						平成28年4月25日
	総所得金額			59,710,492	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却		47,963,017
	内訳	一時所得の金額		59,710,492						5,604,997
		雑所得の金額								42,358,020
		納付すべき税額		20,609,600						15,910,400
		無申告加算税の額		4,095,000						3,157,000
平成24年分	年月日			平成28年3月8日						平成28年4月25日
	総所得金額			60,793,147	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却		27,806,762
	内訳	一時所得の金額		60,793,147						8,884,792
		雑所得の金額								18,921,970
		納付すべき税額		21,034,000						7,839,600
		無申告加算税の額		4,181,000						1,541,000
平成25年分	年月日			平成28年3月8日						平成28年4月25日
	総所得金額			130,132,772	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却		25,947,707
	内訳	一時所得の金額		130,132,772						12,610,747
		雑所得の金額								13,336,960
		納付すべき税額		49,796,600						7,247,000
		無申告加算税の額		9,933,000						1,423,000
平成26年分	年月日			平成28年3月8日						平成28年4月25日
	総所得金額			163,958,142	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却		28,389,022
	内訳	一時所得の金額		163,958,142						11,887,902
		雑所得の金額								16,501,120
		納付すべき税額		63,460,400						8,094,000
		無申告加算税の額		12,667,000						1,593,000

（注）一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

## 被告主張額の内訳表（所得税等の納付すべき税額）

（単位：円）

項目		年分	順号	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
一時所得	総収入金額		①	10,159,724	22,200,470	28,246,730	33,459,774	30,989,825
	内訳	競艇 （別表8の①欄）	②	1,322,020	4,076,290	13,715,790	20,798,550	12,873,480
		J R A （別表9の①欄）	③		13,738,290	10,112,730	8,831,770	15,893,380
		地方競馬 （別表10の①欄）	④	7,901,290	3,792,890	2,667,710	989,320	1,390,700
		競輪 （別表6-1の①欄・別表6-2の①欄）	⑤				180,270	57,520
		キャッシュバック等 （別表11の⑦欄）	⑥	936,414	593,000	1,750,500	2,659,864	774,745
		その収入を得るために 支出した金額	⑦	2,531,090	10,490,475	9,977,145	7,738,280	6,714,020
	内訳	競艇 （別表8の④欄）	⑧	925,280	2,652,090	3,264,420	1,266,000	907,500
		J R A （別表9の④欄）	⑨		6,943,005	6,088,325	6,182,450	5,490,720
		地方競馬 （別表10の④欄）	⑩	1,605,810	895,380	624,400	286,830	314,000
		競輪 （別表6-1の①欄・別表6-2の④欄）	⑪				3,000	1,800
	一時所得の金額 （①-⑦-50万円）		⑫	7,128,634	11,209,995	17,769,585	25,221,494	23,775,805
雑所得	オートレース	総収入金額（別表7の①欄）	⑬	208,317,360	201,929,420	187,768,270	287,373,860	336,147,620
		必要経費の額 （別表7の④欄）	⑭	157,809,900	159,571,400	168,846,300	274,036,900	319,646,500
		雑所得の金額（⑬-⑭）	⑮	50,507,460	42,358,020	18,921,970	13,336,960	16,501,120
総所得金額（⑫×1/2+⑮）		⑯	54,071,777	47,963,017	27,806,762	25,947,707	28,389,022	
所得控除	所得控除の額の合計額		⑰	1,574,844	1,196,186	1,217,341	1,211,768	1,579,480
	内訳	社会保険料控除の額	⑱	396,840	396,940	405,570	408,130	773,190
		生命保険料控除の額	⑲	38,004	39,246	51,771	43,638	46,290
		配偶者控除の額	⑳	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
		扶養控除の額	㉑	380,000				
		基礎控除の額	㉒	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額（⑯-⑰）		㉓	52,496,000	46,766,000	26,589,000	24,735,000	26,809,000	
課税総所得金額に対する税額		㉔	18,202,400	15,910,400	7,839,600	7,098,000	7,927,600	
差引所得税額（基準所得税額）		㉕				7,098,000	7,927,600	
復興特別所得税額（㉕×2.1%）		㉖				149,058	166,479	
納付すべき税額（㉕+㉖）		㉗	18,202,400	15,910,400	7,839,600	7,247,000	8,094,000	

## 被告主張額の内訳表（無申告加算税の額）

(単位：円)

項目		年分	順号	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分
		加算税の対象となる税額 (別表12順号㉓)		①	18,202,400	15,910,400	7,839,600	7,247,000
通常分	加算税の基礎となる税額	②	18,200,000	15,910,000	7,830,000	7,240,000	8,090,000	
	加算税の割合	③	15/100	15/100	15/100	15/100	15/100	
	加算税の額	④	2,730,000	2,386,500	1,174,500	1,086,000	1,213,500	
加重分	加算税の基礎となる税額	⑤	17,700,000	15,410,000	7,330,000	6,740,000	7,590,000	
	加算税の割合	⑥	5/100	5/100	5/100	5/100	5/100	
	加算税の額	⑦	885,000	770,500	366,500	337,000	379,500	
無申告加算税の額 (④+⑦)		⑧	3,615,000	3,157,000	1,541,000	1,423,000	1,593,000	

別表 1 省略